⑶　提出する技術提案書　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。
⑷　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認特定者となった者は、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４に同じ。
⑽　詳細は入札説明書による。
７　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : FUJIMAKI Hiroyuki Director-General of Kyushu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42
⑶　Subject matter of the contract : Reconstruction work for Yamasaki Drainage Pump Station
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M. 25 August 2021
⑸　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata Ward, Fukuoka City, 812―0013, Japan, TEL ＋81―92―471―6331 EX. 2527
別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間
令和３年７月21日から令和３年８月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（ただし、最終日は12時00分まで。）
②　申請書等の提出期間
令和３年７月21日から令和３年８月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで。）

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり優先交渉権者の選定手続きを開始します。
令和３年７月21日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長　永田　順宏
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第26号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　新名神高速道路　池田高架橋（上り線）（ＰＣ上部工）設計・工事
⑶　工事場所　自）滋賀県甲賀市甲南町池田
至）滋賀県甲賀市甲南町池田
⑷　工事内容
①　実施設計（以下「設計業務」という。）
イ）設計延長　Ｌ＝697.5m
ロ）本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。
②　施工（以下「建設工事」という。）
工事延長　Ｌ＝697.5ｍ　拡幅数量　約3,500㎡
⑸　協定期間　基本協定締結日の翌日から令和６年12月31日
設計業務及び建設工事の実施期間については、優先交渉権者の技術提案に基づき定めるものとする。
設計業務及び建設工事の契約は複数に分割することができる。
⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事の目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。
⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結すると同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。
なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
⑻　参考額は入札説明書による。
⑼　本工事は、本工事に関する調査・設計業務（以下「調査等業務」という。）を自ら行う予定の工事競争参加者による競争参加申請だけでなく、調査等競争参加者との共同（以下「設計及び建設工事共同企業体」という。）による競争参加申請を認める工事である。
２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　技術提案書の提出の日に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1350点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1350点以上であること。）。又は、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1250点以上であり（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1250点以上であること。）、この条件を満たす２者以上10者以下で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　設計及び建設工事共同企業体を構成する場合は、以下の条件を満たす者で構成された共同企業体であること。
工事の有資格者は、上記⑵の条件を満たす者であること。また、建設コンサルタント会社は、西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格「橋梁設計」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。）